

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

総務部行財政改革局資産活用推進課

1. 未利用不動産の売却等

監査結果	講じた措置																				
<p><b>ア 随意契約による売却物件の売却価格について【意見】</b></p> <p>随意契約による売却物件に掲載されて一年以上経っているものがあるが、県未利用財産の有効活用に係る取組方針にあるように市場の需要の状況に配慮した柔軟な対応（売却価格等）とすべき。</p> <p>（最低入札価格を引き下げて再度入札を行った例）</p> <table border="1" data-bbox="212 1021 1410 1335"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>当初入札</th> <th>再度入札</th> <th>価格引下率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（元）余子団地</td> <td>入札日：H30.12.12 最低入札価格：7,560,000円 入札結果：不落札（応札者なし）</td> <td>入札日：R2.5.22 最低入札価格：6,050,000円 入札結果：不落札（応札者なし）</td> <td>▲20%</td> </tr> <tr> <td>（元）鳥取放牧場</td> <td>入札日：H30.10.16 最低入札価格：12,700,000円 入札結果：不落札（応札者なし）</td> <td>入札日：R2.9.10 最低入札価格：10,160,000円 入札結果：不落札（応札者なし）</td> <td>▲20%</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	当初入札	再度入札	価格引下率	（元）余子団地	入札日：H30.12.12 最低入札価格：7,560,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	入札日：R2.5.22 最低入札価格：6,050,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	▲20%	（元）鳥取放牧場	入札日：H30.10.16 最低入札価格：12,700,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	入札日：R2.9.10 最低入札価格：10,160,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	▲20%	<p>該当の物件は、市街地から距離がある、または、市街化調整区域内の物件であるため、土地売却に係る入札への応札がなかったものである。</p> <p>県有不動産の評価金額を決定するに当たり、不動産鑑定士による鑑定評価額から20パーセントの範囲内で修正することができるよう、平成28年度に県有不動産財産評価基準を改めた。入札を実施したものの、応札者がなく不落札となった物件については、当該制度の運用により、最低入札価格を引き下げた上で再度入札を行うなど、市場動向に配慮しながら柔軟に対応しているところである。</p>								
物件名	当初入札	再度入札	価格引下率																		
（元）余子団地	入札日：H30.12.12 最低入札価格：7,560,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	入札日：R2.5.22 最低入札価格：6,050,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	▲20%																		
（元）鳥取放牧場	入札日：H30.10.16 最低入札価格：12,700,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	入札日：R2.9.10 最低入札価格：10,160,000円 入札結果：不落札（応札者なし）	▲20%																		
<p><b>イ 県有施設・資産有効活用戦略会議について【意見】</b></p> <p>平成30年度第2回の報告で「未利用・低利用財産の利活用について」とあり、今後の方針として「未利用財産は、原則売却」となっているが、HP上の未利用財産37件とHPに公表していない未利用財産8件の計45件に比べ令和元年度の売却件数は23件であり低調であるため、売却可能な未利用財産については速やかな売却手続を行うべき。</p>	<p>未利用財産については、売却可能と判断した物件や問合せのあった物件を優先的に売却しており、令和元年度は31件の物件を売出し、23件の物件を売却した。近年では売出件数、売却件数とも最も多かった。</p> <p>引き続き未利用財産の売却を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="852 1626 1426 1863"> <thead> <tr> <th></th> <th>売出件数</th> <th>売却件数</th> <th>売却額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>9422万円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>21</td> <td>13</td> <td>2億1760万円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>4億3985万円</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>31</td> <td>23</td> <td>3億9047万円</td> </tr> </tbody> </table>		売出件数	売却件数	売却額	H28	26	20	9422万円	H29	21	13	2億1760万円	H30	20	11	4億3985万円	R1	31	23	3億9047万円
	売出件数	売却件数	売却額																		
H28	26	20	9422万円																		
H29	21	13	2億1760万円																		
H30	20	11	4億3985万円																		
R1	31	23	3億9047万円																		
<p><b>ウ 未利用・低利用財産の活用会議について【意見】</b></p> <p>平成28年度より「県有施設・資産有効活用戦略会議」を開催しているが、未利用・低利用財産の</p>	<p>未利用・低利用財産の活用を議題とした会議は、副知事が座長を務め、各部署局長で構成する県有施設・資産有効活用戦略会議を平成28年度</p>																				

監査結果	講じた措置
<p>利活用についての議題は、28年度と30年度に一回ずつしかなく、毎年議題として取り上げるべき。</p>	<p>と平成30年度に各1回、各部主幹課長で構成する同会議の幹事会を平成28年度に2回開催し、利活用の検討や情報共有を行った。</p> <p>未利用・低利用財産の状況について全庁調査を実施し、売却や利活用に向けて暫定的に売却や貸付等の方針に分類するとともに、令和3年2月18日に幹事会を開催し、未利用・低利用財産の状況について情報共有を図った。</p> <p>今後は、未利用・低利用財産に係る情報共有や活用状況について、県有施設・資産有効活用戦略会議の毎年度の議題とする。</p>
<p><b>エ (元) 鳥取放牧場の管理について【意見】</b></p> <p>看板が設置されているが見にくく、場所を特定する杭もロープもない。</p> <p>雑草が伸びた状態で放置されているため、看板が見えにくい。</p> <p>利用するにしても敷地内に電柱があり、利用しづらい。</p> <p>随意契約による売却物件であり、杭とロープで場所を特定し、除草等を行うべき。</p>	<p>(元) 鳥取放牧場については、杭とロープで場所を特定していたものの、杭が倒れ、囲みがなくなっていたものである。</p> <p>除草を行い、杭とロープで囲みを再設置するとともに、見えやすい方向に新たに看板を設置した。</p>
<p><b>オ (元) 浜村警察署奥崎駐在所の管理について【意見】</b></p> <p>看板が設置されているが、場所を特定する杭もロープもない。</p> <p>敷地内にゴミが捨てられている。</p> <p>随意契約による売却物件であり、杭とロープで場所を特定し、定期的に管理を行うべき。</p>	<p>(元) 浜村警察署奥崎駐在所については、杭とロープで場所を特定していたものの、杭が倒れ、囲みがなくなっていたものである。</p> <p>地元の地域振興活動のために地元団体から貸付けの依頼があり、令和3年2月5日から貸付けを行っている。除草は借受者である地元団体が実施する。</p>

## 2. 平成27年度包括外部監査において指摘した事項の確認

監査結果	講じた措置
<p><b>(元) 鳥取少年自然の家の管理について【意見】</b></p> <p>柵の手前は市道という説明を受けたが、(元)鳥取少年自然の家までの道であり柵で行き止まりにされている。</p> <p>管理のために見回りを行っているのであれば鳥取市とも協力し、不法投棄の温床とならないようにすべき。</p>	<p>(元) 鳥取少年自然の家については、入口に柵やチェーンを設置し立入禁止としており、人の出入りを想定していないため、草刈り等は実施せず、必要最低限の管理しか行っていなかったものである。</p> <p>本件については、地元とも調整の上、遊歩道等を整備し活用する方向で令和3年度当初予算に概略設計費を予算化した。今後、鳥取市とも連携しながら当該財産の活用、管理を行っていく。</p>